

電気料金審査専門会合の審査について

- 外部専門家9名（法律家2名、会計士2名、学識者2名、消費者団体代表1名、アナリスト1名、コンサルタント1名）で構成。
- 全11回の専門会合での審議のほか、委員3人が1組となって、担当分野の契約書等の詳細資料について個別に審査を実施。

電気料金審査専門会合委員

安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
圓尾 雅則	SMB C日興証券株式会社 マネージングディレクター
箕輪 恵美子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
秋池 玲子	ポストン コンサルティング グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 常任顧問
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

委員による個別審査

担当委員	担当分野	事務局の説明回数	審査時間
安念 圓尾 松村	燃料費、スマートメーター、高経年設備関係、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し、離島ユニバーサルサービス、費用の配賦・レートメイク、需要地近接性評価割引、調整力コスト	74回	69時間
山内 南 箕輪	人員計画・人件費、設備投資関連費用、高経年設備、事業報酬率、公租公課	49回	40時間
秋池 梶川 辰巳	購入・販売電力料、経営効率化、修繕費、その他経費、控除収益	28回	40時間

事務局の審査体制・審査方法について

- 電力取引監視等委員会（当時）事務局では、職員15名で審査を担当（会計士2名、弁護士2名、コンサルタント1名含む）。
- 費目ごとに電力会社へのヒアリングを行い、役員給与や設備図面、発電所の毎時の稼働データ等の詳細な内部資料まで確認した上で、査定を実施。

事務局 チーム	担当分野	ヒアリング 時間	確認資料の例
A	人員計画・人件費、公租公課、経営効率化	144時間	出向者の業務内容・給与・協定書、委託検針員・集金員契約書、給与データ等
B	購入・販売電力料、修繕費、控除収益	314時間	他社との送電設備利用料の契約書 工事件名金額上位の積算根拠（342件）、現場写真、図面、契約書等
C	設備投資関連費用、事業報酬率、ヤードスティック査定	351時間	固定資産台帳、鉄塔図面、航空写真、会計伝票、承認書、会計システム画面コピー等
D	燃料費、その他経費、スマートメーター	426時間	燃料受払計画、価格データ、売買契約書、覚書、購入消耗品リスト、会計伝票等
E	高経年設備、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し、離島ユニバーサルサービス、費用の配賦・レートメイク	198時間	発電所別詳細図面、全資産一覧、支店業務調査結果（電話受付実績等）、発電所別設備別減価償却費明細、業務用建物床面積、取替え未実施の社内決裁資料等
F	需要地近接性評価割引、調整力コスト	305時間	全自治体（市町村）の発電・需要実績データ、過去3年間の1時間ごとの火力発電所の稼働実績データ等

査定のポイント

個別費用の査定（北陸・中国・沖縄電力）

●人件費

- ・北陸・沖縄電力は、1人当たり販売電力量の水準（生産性）が低いことから、相応の人員分の給料手当等を減額
- ・中国電力は、年金資産の期待運用収益率を1.3%から2.0%に変更して託送料金原価に反映

●設備投資関連費用（減価償却費、固定資産除却費、事業報酬）

- ・先行投資及び不使用設備等をレートベースから減額及びこれに係る減価償却費について減額（高経年化に係る設備投資計画）（設備投資関連費用の内数）
- ・北陸電力は、鉄塔・コンクリート柱等の申請数量が過大なもの、電線・光搬送装置等の申請単価が過大なものをレートベースから減額、中国電力は、鉄塔・変圧器等の申請単価が過大なものをレートベースから減額。これらに伴う減価償却費等を減額

●修繕費

- ・先行投資及び不使用設備等に係る修繕費を減額

●その他（購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益等）

- ・北陸・中国電力は、購入電力料・託送料の一部について、自社に適用される事業報酬率で交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る部分を減額
- ・北陸電力は、電力システム改革に伴うシステム開発費用について、原価算定期間において実施する必要性のない部分及び過大な部分を減額
- ・普及開発関係費のうち新聞・テレビCM等について、電気の安全など公益目的の情報提供を認めるが、HPやパンフレット・チラシ等利用したものなど、厳に必要なもの以外は減額

●効率化計画（修繕費、その他経費等の内数）

- ・北陸・沖縄電力は、エスカレーションを織り込んでいる費用のうち、その部分を託送料金原価から除く

制度変更等に伴う査定（10社）

●調整コスト（人件費、設備投資関連費用等の内数）

- ・周波数制御・需給バランス調整のための固定費について、小売電気事業者が負担すべきと考えられる部分を減額
- ・沖縄電力は、地域の特殊性を考慮しつつ、調整コストの算定にあつての考え方を他の9社と統一

●需要地近接性評価割引

- ・割引対象電源に低圧系統に接続する電源を加え、割引対象地域を市区町村単位できめ細やかに設定
- ・現在、割引の適用を受けている発電設備については、潮流改善への貢献や事業者の予見可能性を考慮し、暫定的な措置として引き続き割引の対象とする

●発電・送配電の設備区分見直し（減価償却費、事業報酬等の内数）

- ・沖縄電力を除く9社について、発電側にも利益をもたらす設備について区分を見直し

託送供給等約款の認可

- 昨年12月18日、電力取引監視等委員会（当時）の下に設置された電気料金審査専門会合における審議結果も踏まえ、各電力会社の新たな託送供給等約款を経産大臣が認可。

託送料金平均単価（低圧向け）

	申請時の 託送料金単価	認可後の 託送料金単価
北海道	8.89 [円/kWh]	8.76 [円/kWh] (▲0.13円)
東北	9.76 [円/kWh]	9.71 [円/kWh] (▲0.05円)
東京	8.61 [円/kWh]	8.57 [円/kWh] (▲0.04円)
中部	9.03 [円/kWh]	9.01 [円/kWh] (▲0.02円)
北陸	8.08 [円/kWh]	7.81 [円/kWh] (▲0.27円)
関西	7.86 [円/kWh]	7.81 [円/kWh] (▲0.05円)
中国	8.45 [円/kWh]	8.29 [円/kWh] (▲0.16円)
四国	8.66 [円/kWh]	8.61 [円/kWh] (▲0.05円)
九州	8.36 [円/kWh]	8.30 [円/kWh] (▲0.06円)
沖縄	11.50 [円/kWh]	9.93 [円/kWh] (▲1.57円)

標準的な電気料金に占める託送料金

	申請時の 電気料金	申請時の 託送料金	認可後の 託送料金
	9,251 [円/月]	2,950 [円/月]	2,896 [円/月] (▲54円)
	7,637 [円/月]	3,018 [円/月]	2,976 [円/月] (▲42円)
	7,837 [円/月]	2,632 [円/月]	2,614 [円/月] (▲18円)
	7,838 [円/月]	2,787 [円/月]	2,763 [円/月] (▲24円)
	6,642 [円/月]	2,569 [円/月]	2,455 [円/月] (▲114円)
	8,037 [円/月]	2,586 [円/月]	2,558 [円/月] (▲28円)
	7,307 [円/月]	2,823 [円/月]	2,715 [円/月] (▲108円)
	7,353 [円/月]	2,820 [円/月]	2,778 [円/月] (▲42円)
	7,003 [円/月]	2,632 [円/月]	2,596 [円/月] (▲36円)
	7,895 [円/月]	3,681 [円/月]	3,184 [円/月] (▲497円)

※想定使用電力料は300kWh/月で統一

※全て消費税込みで、電気料金については、口座振替割引、燃料費調整、再エネ賦課金は含まない

4. 個別費目の査定について

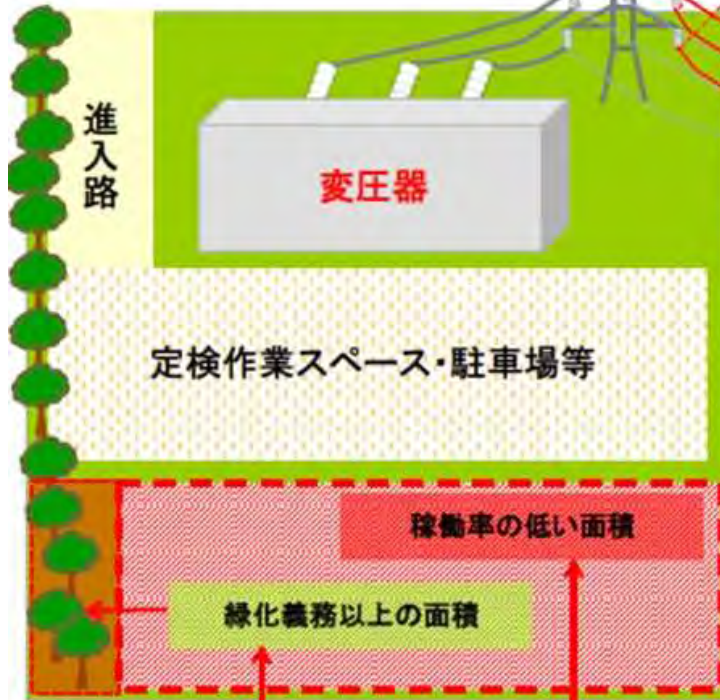
「設備投資関連費用」の査定について

- 事業報酬額は、レートベース（特定固定資産、建設中の資産等）に事業報酬率を乗じて算定される。レートベースに算入された資産は、一般送配電事業等の運営にとって、真に必要不可欠なものであるかという観点から審査し、余剰設備、不使用設備等を査定。併せて、この査定に伴い減額となる設備の減価償却費を査定。
- 固定資産除却費は、撤去設備又は改良工事等に伴う除却設備の除却損（帳簿価額（簿価）から売却額を減額したもの）と除却費用（工事費用）により算定される。これらの費用については、工事実施書等により計画と金額を個別に確認し、撤去設備の売却額や除却設備の簿価等の額で不適正なものを除却損から査定。

<査定方法>

- ① 一般送配電事業等の用に供していない設備等の査定
料金原価の算定期間中に一般送配電事業等の用に供しない（稼働しない又は稼働見込みが乏しいもの）、土地、建物及び機械装置等を査定
- ② 余剰設備等の査定
①のほか、変電設備、発電設備等の屋内外の図面を確認し、空スペース及び運動場の面積、フェンス等の付帯設備を査定。また、法令等で定められた緑化義務面積を上回る面積分等を査定
- ③ 保有する社宅、寮の入居率による査定
総務省統計（平成25年住宅・土地統計調査）の空き家率を参考として、保有する社宅・寮で入居率が90%を下回る場合に当該下回る率分を査定
- ④ 送電線路の査定
稼働している送電線路及び地中電線路について、写真、図面及び設計書等を確認し、各鉄塔に張られている電線の本数や実際に使用されている電圧が設計上と異なる場合は査定
- ⑤ 建設中資産の査定
料金原価の算定期間中に建設又は建設中設備から稼働設備に振り替えられる設備は、予算書及び工事実施書等に基づく工事計画や支出計画と審査時点における工事の進捗状況、支出実績を確認し、実績を反映した減額及び工事後ろ倒しによる期間査定。また、②と同様に計画時点の設備配置図を確認し、余剰面積等も査定

②の設備図面査定イメージ(変電所)



- 土地図面等を確認し、敷地内の遊休面積、余剰面積、法令等の緑化義務以上の面積分及びスポーツ施設等を査定
- 変電設備が建屋内にある場合は、上記と同様に建屋内の遊休面積を査定
- 査定額 = 土地(機械装置)簿価 ÷ 全体面積 × 査定面積
- 影響する費用等 = レートベース、減価償却費(建屋査定)、修繕費、固定資産税 等

④の送電線空回線査定イメージ



- 空回線(上記例は、2回線設計1回線使用)分を査定
- 査定額 = (空回線鉄塔簿価 + 土地簿価) × 空回線数に応じた査定率
- 影響する費用等 = レートベース、減価償却費、修繕費、固定資産税 等

②及び③の社宅査定イメージ



- 総務省統計に基づく空き室率を基準に入居率査定を実施。例えば、当該地域の空き室率が10%(=入居率90%)の場合、90% - 80% = 10%を簿価から査定
- 左記と同様に稼働率の低い面積等及び部屋数以上の駐車場で余剰と見なされる面積分を査定。査定額算定方法は左記と同じ
- 影響する費用等も左記と同じ